

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 90 号

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

知事の資産等の公開に関する規則（平成 7 年岩手県規則第 124 号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| 1 | <p>(資産等報告書等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項第 6 号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他とする。</p> <p>3 条例第 2 条第 1 項第 6 号の規則で定める株券は、資本金の額が 1 億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている株券とする。</p> <p>4 条例第 2 条第 1 項第 7 号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第 2 条第 1 項第 7 号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第 2 条第 1 項第 7 号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第 2 条第 1 項第 7 号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 預金・貯金・郵便貯金</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 郵便貯金</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>5 金銭信託</p> <p>元本の総額 円</p> <p>(A 4)</p> <p>6 有価証券</p> <p>[略]</p> <p>備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総</p> | <p>(資産等報告書等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項第 5 号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、<u>金銭信託</u>及びその他とする。</p> <p>3 条例第 2 条第 1 項第 5 号の規則で定める株券は、資本金の額が 1 億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている株券とする。</p> <p>4 条例第 2 条第 1 項第 6 号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第 2 条第 1 項第 6 号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第 2 条第 1 項第 6 号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第 2 条第 1 項第 6 号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 預金・貯金・郵便貯金</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 郵便貯金</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(A 4)</p> <p>5 有価証券</p> <p>[略]</p> <p>備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、<u>金銭信託</u>及びその他の別を記載し、その種類ごとに額</p> |

額を記載すること。

[略]

[略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1)・(2) [略]

(3) 郵便貯金

[略]

[略]

5 金銭信託

元本の総額 _____ 円

(A4)

6 有価証券

[略]

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及び
その他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総
額を記載すること。

[略]

[略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

2 様式第1号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）

を記載すること。

[略]

[略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1)・(2) [略]

(3) 郵便貯金

[略]

[略]

(A4)

5 有価証券

[略]

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金
銭信託及びその他の別を記載し、その種類ごとに額
面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）
を記載すること。

[略]

[略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

(A4)

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円

備考 通常郵便貯金を除く。

(A4)

5～9 [略]

様式第2号 (第3条関係)

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円

備考 通常郵便貯金を除く。

(A4)

5～9 [略]

5～9 [略]

様式第2号 (第3条関係)

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

(A4)

5～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年10月1日から施行する。